

# 車両情報システム情報セキュリティ基本方針書

情報資産は、最も重要な経営資源の一つであり、その万全な保全、共有化によって更にその資産価値を高めて、事業の推進に有効かつ効率的に活用していかなければならない。

競輪活性化委員会（以下、「当委員会」という。）は、世界的な情報セキュリティ管理システムの手法を取り入れ、自転車競技法の定める競輪事業の目的（自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進）に基づき、高度情報通信ネットワーク社会における情報資産の機密性、完全性及び可用性の確保に万全を期し、社会とお客様の信頼に応えるため、車両情報システム（以下、「V I S」という。）に係る情報セキュリティ基本方針を定め、これを実施し、推進することを目指す。

## 1. 目的

最も重要な経営資源の一つである情報資産の利用において、効率的、有効的に活用しつつ、そのセキュリティを確保するために、V I Sに係る情報セキュリティ基本方針の考え方を定めるものとする。

## 2. 情報セキュリティ基本方針の位置付け

情報セキュリティ基本方針に基づき、当委員会はV I Sにて取り扱う情報資産に関する情報セキュリティ対策において、今後、規程の整備及び管理を行っていくものとする。

## 3. 適用範囲

公益財団法人 J K A 競輪情報システム部の職員及び公益社団法人全国競輪施行者協議会のサイクルテレホン事務センター管理室運用者並びにシステム運用委託先業者の従業員のうち、データセンターにてV I Sの運用業務に定常的に従事する者（以下、「対象者」という。）を対象とし、データセンター内に導入・設置したV I S及びV I Sを利用する拠点の運用端末並びにV I Sの開発、運用業務を適用範囲とする。

## 4. 情報セキュリティの定義

情報の機密性、完全性及び可用性の維持のことをいう。

## 5. 基本的責務

対象者は、V I Sに係る情報セキュリティを保持する義務を負う。

対象者に対し情報セキュリティの教育を計画し、実施するものとする。

## 6. 管理体制

V I Sに係る情報セキュリティ管理は、当委員会が統括するとともにその責任を負う。当委員会は、情報セキュリティ管理組織を構成し、その管理を徹底するとともに、情報セキュリティ統括責任者として情報システム部会を任命する。

## 7. 情報セキュリティの管理

情報資産は、アクセスを許可された者だけ（機密性）が正しい内容（完全性）の情報を必要な時に利用できる（可用性）ように、管理・保護しなければならない。

## 8. 監査と改善

情報セキュリティの管理に関し内部監査を行い、規程、手順等への遵守、及び規程、手順等のしくみの適切性を定期的に監査し、必要ならば改善を行う。

## 9. 法令遵守

対象者は、業務において使用する情報資産について関連する法令等を遵守し、これに従わなければならない。

## 10. 罰則

対象者が故意又は重大な過失により著しく規程、手順等に違反し、「就業規則」に定める各種懲戒に該当する場合は、同規則により措置される。対象者のうち、派遣職員等については、その措置について予め契約にて定める。

## 11. 参照規程及び文書

- ① 適用宣言書
- ② I S M S 規程
- ③ リスク分析・評価実施規程
- ④ 内部監査実施規程
- ⑤ 情報セキュリティ対策基準

2019年4月18日 作成  
競輪活性化委員会